

◎議 事 日 程（第5号）

平成20年6月24日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 特別委員長報告
日程第3 意見書案第2号 直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書について
日程第4 陳情第5号 情報公開請求者の個人情報保護に関する陳情について
日程第5 承認第1号 専決処分事項の報告について（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）
日程第6 議案第24号 愛西市税条例の一部改正について
日程第7 議案第25号 愛西市監査委員に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第26号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第9 議案第27号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10 議案第28号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第29号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
日程第12 議案第30号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第31号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第32号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
日程第15 請願第2号 後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願について
日程第16 陳情第6号 市道1358号線の道路拡幅（歩道設置）の陳情について
日程第17 陳情第7号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情について
日程第18 陳情第8号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情について
日程第19 陳情第9号 愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情について
日程第20 推薦第1号 愛西市農業委員会委員の推薦について
日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第3号 介護職員の人材確保に関する意見書について
追加日程第2 委員会付託の省略について
追加日程第3 意見書案第3号 介護職員の人材確保に関する意見書について
-

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計管理者	中野 正三 君
総務部長	水谷 洋治 君	企画部長	石原 光 君
収納担当部長	水谷 正 君	教育部長	藤松 岳文 君
経済建設部長	篠田 義房 君	上下水道部長	飯田 十志博 君
市民生活・保健部長	八木 富夫 君	福祉部長	加賀 和彦 君
消防長	櫻井 義久 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤 忠俊	議事課長	服部 秀三
書記	田尾 武広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

10番・真野和久議員は遅刻の届けが出ておりますので、よろしくお願ひします。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第2号、陳情第5号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしましたので、よろしくお願ひをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（小沢照子君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は6月18日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、承認第1号：専決処分事項の報告（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）につきましては、これを専決処分にしなかった場合には支障を来すのかという質問に対しまして、該当者があれば納税者に不利益が生ずることも考えられるが、結果として該当者はなかったという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第24号：愛西市税条例の一部改正につきましては、47条関係で公的年金受給者数の内訳について質問がありました。受給者数は5,700名で、年金収入額が120万円以上で他の所得があって税額が発生する人が4,300名、18万円以下の年金受給者が267名、18万円以上で120万円未満の年金受給者数が1,133名という答弁でした。反対討論として、今回の改正の中で重要な問題は、公的年金から市民税を特別徴収することです。場合によっては、後期高齢者は2分の1という前提がついているが、市民税はそれがついていないので全額引かれることがあります。

得る内容だと思います。後期高齢者の天引き制度について強く反対があるように、市民税についてはそれ以上に重大な問題を含んでおり、主にこの年金控除の問題と上場株式に関する情報について賛成できないということで、本条例については反対といたしますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第25号：愛西市監査委員に関する条例の一部改正につきましては、財政の健全化に関する法律に基づく規定については公表されるということですが、監査委員さんの審査内容について質問がありました。答弁として、審査内容については、県の説明会では具体的なところまでは示されていません。今わかっている範囲では、財政分析の指標から監査委員さんの客観性と公平性と公正な判断と正確性を持った判断をする意見書にしたいと思いますが、その表現方法はまだ具体化されていませんということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第30号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第7号：住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情につきましては、反対討論として、本陳情書は要望等が多岐にわたり記載されており、一つ一つは意見として受けとめなければならないものであると思います。しかしながら、陳情書としては焦点がつかみにくくまとまりがないため、すべての陳情内容についてまとめて決めることは困難と考えますので反対とさせていただきますという御意見がありました。賛成討論として、本陳情の要望内容は大きく五つの要望に分かれ、それぞれ政府へ要望を行っていただきたい事項、自治体への要望を行っています。一つは賃金の問題です。愛西市の臨時職員の時給は一般事務で800円と、要望の最低1,000円と200円の開きがあります。正職員との均等待遇とはほど遠い状況です。愛西市が先頭を切って最低1,000円を実現してほしいと思います。また、平和行政については、一般質問で積極的な答弁がありましたが、平和についての啓発予算の確保に一層努力していただきたいなど市に対して陳情事項の全面的な実行を求めて、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

ちょっと確認ですが、数字を今一つ委員長さんの方から年金受給者5,700人という数字を言われたんですが、この5,700というのは本会議で5,700が影響があると、天引きの対象が5,700人ぐらいあるという数字として出された数字は、正確には総務委員会では4,300人という形で訂正された数字が報告されたんですね。だもんで、年金受給者というと1万4,000人余りいるもんですから、1万4,000人余りのうちの30%ほどの4,300人が今度の天引きの対象だということ

とだろうと思うんですが、今ちょっとその文言が、5,700人が年金受給者であるようにちょっと聞こえたんですけど、確認だけお願いします。

○総務委員長（小沢照子君）

もう一度申し上げます。

受給者数は5,700名で、年金収入額が120万円以上で他の所得があつて税額が発生する人が4,300名でございます。

○21番（永井千年君）

今、年金受給者数は5,700人と言われたけど、その数字がちょっと違っていると思うんですよ。1万4,000人という数字は総務委員会では出されませんでしたけど、違った数字だけは直しておいていただいた方がいいんじゃないかなあと思うんですけど。確認をどこかでだれかがしておいていただいた方が。

○議長（加賀 博君）

ちょっと休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（加賀 博君）

会議を再開させていただきます。

○21番（永井千年君）

今、委員長報告の5,700名という数字について、すべての年金受給者というふうに聞こえたものですから、すべての年金受給者というのは1万4,092人ですので、そういう意味じゃないということが文面上明らかに今確認できましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は6月19日午前10時から開催いたしまして、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、請願第2号：後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求め請願につきましては、将来増加していくと見込まれる医療費の財源補てんはどのように考えられているかという質問に対しまして、財源は大型公共事業、米軍への思いやり予算等を縮小すれば賄われるという答弁でした。反対討論といたしまして、日本は世界でも例を見ない超高齢社会に突入しています。このため、高齢者医療制度の抜本改革が1990年代から叫ばれてきました。平成12年の医療制度改革の審議では、参議院において老人保健制度にかわる新たな高齢者医療制度の創設については早急に検討、実施するという附帯決議を採択しております。従来

の制度には多くの問題があり、是正が急務でした。新制度によって75歳以上の高齢者の医療費を国民全体で支える仕組みが確立し、負担割合を明確にし、運営を都道府県単位の広域連合が担うことになりました。確かに、制度スタート直後は説明不足や徴収ミスなどもあり、批判が集まり、不満を抱くのもうなずけます。しかし、この制度の中止・撤回をということではありませんが、代替案が示されていません。新制度が導入されたのは旧制度の批判が強かったためであり、その旧制度に戻すというのでは無責任と言わざるを得ません。以上のことから、この請願に反対しますという御意見がありました。賛成討論といたしましては、後期高齢者医療制度の最大の問題は、75歳という年齢を重ねただけで国保や健保から強制的に別建ての医療制度に押し込まれ、保険料は天引きで2年ごとに際限なく上がり、保険で受けられる医療はどんどん削られ、医療費削減のために高齢者を差別するということにあります。世界でもこんな制度を取り入れているところは日本だけです。高齢者が長生きされたらみんな喜び、医療費を無料にしていくというのが当たり前の政治姿勢だと思います。今、後期高齢者医療制度の根幹に対する怒りが政治的立場を超えて広がっています。ぜひこの請願に賛同し、採択いただけるよう要望しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

次に、議案第27号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療制度に絡み、収納率はどうなるかとの質問に対しまして、今回は税率も据え置きでお願いしており、大きな変化はないと考えているという答弁でした。また、健診料についての質問がありました。健診料については、海部地域全体の話の中で検討されるものであるとの答弁でありました。反対討論として、今回の改正は、後期高齢者医療制度が始まることで後期高齢者支援金を別建てにして国民健康保険から負担するということになりました。最高限度額が、今まで56万円が、医療分47万円、支援金12万円となり、3万円の値上げとなります。2年前の医療法改悪により今年度から国民健康保険制度が改悪され、退職医療制度の廃止、住民の健康を守るための住民健診も廃止され、特定健診・特定保健指導の導入がされ、今まで一般財源で実施していたが国保財政で見ることになり、保険税の負担増ともなりますので、今回の改正については反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第28号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、反対討論として、今回の改正は、これまでの勝幡児童館や草平児童館のように施設を特定して指定管理をするものではありません。今年度、北河田と西川端の児童館、八輪の子育てセンターが建設されますが、これらの施設を加えるのではなく、条例案は市内の児童センター及び児童館に一般化されています。佐屋地区の児童館は直営で、そのサービスを続けてほしいという声も強いものがあります。今回の改正で、これまでの直営の施設も指定管理になる状況が心配されますので、この改正には反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、理科支援員等配置事業と愛知県生徒指導推進協議会「絆づくり」の

具体的な説明を求める質問がありました。理科支援員等配置事業については、今年度佐屋小学校が指定を受け、内容については、退職教員、研究者、技術者などの理科支援員が観察・実験活動等における教員の支援や、実験等の演示・体験活動などを行うものです。愛知県生徒指導推進協議会「絆づくり」ですが、新規事業で、20年、21年度、勝幡小学校が指定を受け、内容については、不登校対策で従来の居場所づくりだけではなく、不登校の未然防止を積極的に推進していくために、異年齢交流活動など人間関係のきずなづくりを実践モニター校として実施していくものですという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第31号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、時間外勤務の推移について質問がありました。これは初めての事業であり、今後の予想については不確定な部分がある旨の答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第8号：介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情につきましては、賛成討論として、今、高齢者や障害者の介護・福祉サービスが深刻な人材不足に直面し、大きな社会問題となっています。高齢社会が進む中、今後10年間に約60万人の介護職員の確保が必要となると見込まれ、障害者福祉も大幅な増員が必要です。このままでは、特別老人ホームや訪問介護を初め地域の高齢者介護、障害者支援の体制が崩壊しかねない危機的な事態です。この問題を解決していくために、陳情で述べている給与水準の是正、介護従事者の待遇改善、介護報酬のあり方の見直し、適正な報酬体系を確立することが求められますので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

なお、本日の本会議で、この陳情が採択されましたら、意見書を提出する予定ですので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（大島 功君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は6月20日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第29号：愛西市水道事業給水条例の一部改正につきましては、口座振替の割合と検針業務の関係についてお尋ねがありました。答弁として、口座振替の利用は87%で、検針業務については検針員さんとの打ち合わせの中で触れてあるとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託を受けま

した部分につきましては、地域農業振興事業補助金について説明が求められました。3戸以上で面積が1ヘクタール以上、また燃料費の10%以上を削減しなければ補助対象にならないということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第32号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第6号：市道1358号線の道路拡幅（歩道設置）の陳情につきましては、当委員会の結論として、理事者に検討方を要望するというので決定いたしました。

なお、付託議案審査終了後、直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書を提出することになりましたので、よろしくお願いたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

総合斎苑建設調査特別委員会へ付託しました陳情につきまして御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

総合斎苑建設調査特別委員長、報告をお願いいたします。

○総合斎苑建設調査特別委員長（太田芳郎君）

総合斎苑建設調査特別委員会の報告をいたします。

総合斎苑建設調査特別委員会は去る6月17日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、陳情第9号：愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情については、駐車場の収容台数の算出根拠について質問がありました。答弁として、基本計画でお示しのとおり、火葬場の建設とか維持管理マニュアルから参考にして算定をしています。通夜の会葬者の車両、遺族の車両、身障者、僧侶、業務用車両、管理車両、予備スペースなど、標準的な算定式がマニュアルの中で示されており、これに基づいて算定させていただいているということでした。また、30億円がひとり歩きしているが、財源の内訳を示していただきたいという質問がありました。答弁として、総事業費が24億2,200万円で、95%が合併特例債を活用すると23億900万円ほど対象になります。その時点で一般財源の持ち出しは1億1,300万円ほどになります。将来、合併特例債の元利償還金が始めると約7割が交付税に算入されますので、実

質元利償還金の負担も8億9,000万円ほどになり、実質市の持ち出しは10億円ぐらいになるだろうと試算しているとのことでありました。反対討論として、人生最後の儀式は、近年の社会の動向を見ると、地域差はあるものの外部の専用の施設で行われる傾向があり、利用しやすい施設の整備は必要であります。現在、市内の火葬の状況は、大半が他の自治体の施設を利用している状況であり、愛西市の市民が一様に利用できる施設の建設は急務であります。今回の計画は、近年の葬儀事情を考慮し、利用者の利便性、周辺への影響を考慮環境に配慮した内容であるので、今計画の白紙撤回を求める陳情には反対するものですという御意見がありました。そのほかにも3名の反対討論もありました。賛成討論として、大事なことは、公共施設をつくる場合には地元の同意をしっかりととっていくことが大事であります。枠にとらわれず、周辺にかかわるところまで同意をとる必要があると思います。現在の計画は、一度見直してみる市の勇気を発揮すべきです。2項目めの、現在の火葬場の増改築についても地元の同意が必要であるので、この件については保留したいと思います。いずれにしても、現在の計画は白紙に戻し、計画を見直すことが第一の要望でありますので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

○5番（吉川三津子君）

先ほど市からの持ち出し金のお話が出ましたが、私の聞き違いならば申しわけないですけども、1けた違っていなかったかと思うんですが、その辺をもう一度、市からの持ち出し金について御説明いただきたいと思います。

○総合斎苑建設調査特別委員長（太田芳郎君）

一般財源の持ち出しは1億1,300万円ほどになりますという部分を申し上げたわけですが。

○5番（吉川三津子君）

それは1年間のということですか。トータルの金額でしょうか。

○総合斎苑建設調査特別委員長（太田芳郎君）

総事業費が24億2,200万円で、95%が合併特例債を活用すると23億9,000万円ほどの対象になります。その時点で一般財源の持ち出しは1億1,300万円ほどになりますということですが。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・意見書案第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・意見書案第2号：直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○19番（大島 功君）

意見書案第2号、平成20年6月24日、愛西市議会議長・加賀博殿、経済建設委員会委員長・大島功。

直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書の提出について。

直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書（案）。

朗読して説明にかえさせていただきます。なお、上段6行は省かせていただき、7行目から朗読をさせていただきます。

このことは地域を支える宮田用水が、ことし木曾川の治水のため御囲堤の築堤から400年を迎えることが物語るように、古くから治水や農業水利の整備、産業発展のための交通網の整備などに地域の民意、活力とともに、国家レベルの積極的な対応が続けられていることが現在も地域を支える大きな基盤となっている。一方、当地域は風水害の歴史を数多く有し、地盤沈下対策や地震防災対策の指定地域として、引き続き地域住民の安心・安全な暮らしのため対策強化は急務である。

よって、今後の地方分権改革の検討においては、国としての本来的責務や地域の実情等を十分勘案して検討されるよう、下記の点について強く要望する。

記1．国土の保全、食料の安全供給の確保に係る直轄の河川整備、道路整備、土地改良施設の整備など、広域的かつ大規模な社会資本整備については、国民の安心・安全の視点から国が責任を持って対応すること。

2．社会資本の整備に関しては、地域の状況や整備の段階等により事務と要員が大きく増減する等の問題があることから、機動的な対応が可能な国、県、市町村等の有機的な連携によって対応する現制度を基本とすること。

3．財源と権限が委譲されることを前提に議論されているが、具体的な対処についての議論がないまま検討が進められていることは、三位一体改革と同様、地方間の格差が拡大するおそれがあるので、地域の実情を把握するとともに地方団体等の意見も十分に参酌すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年6月24日、愛知県愛西市議会。衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、内閣官房長官殿、総務大臣殿、財務大臣殿、農林水産大臣殿、経済財政政策担当大臣殿。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

意見書案第2号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、意見書案第2号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、意見書案第2号：直轄の社会資本整備及び地方支分局部局の見直しに関する意見書に対する賛成討論を行います。

現在、政府の方では、小さな政府案に基づく地方分権改革の議論の中で、国の地方機関の見直しが出ています。その中でも、地方農政局の廃止が入っております。現在、この愛知県が管内となっているのは東海農政局であります。それも当然対象になっていきます。請願書の中では、国土の保全、食料の安全供給の確保に係る直轄の河川整備、道路整備、土地改良施設の整備等、広域的な大規模な社会資本整備は国が責任を持って対応すること、地方支分局の維持などを求めています。公共事業については、これまでの自民党の農業公共事業偏重政策による無駄や利権の問題が指摘されており、その見直しは当然必要ですが、また地方住民の安心・安全のために必要な事業は、国が責任を持って進めることが必要であります。と同時に、世界的な現在の食料危機のもとで、4割を切った日本の食料自給率向上は、食の安全確保とともに緊急の課題となっております。日本共産党は農政再生プランを発表し、食料自給率の当面50%台回復を国政の優先課題とする農政の転換を今呼びかけています。

現在、自民党農政は、農業の担い手を輸入自由化、市場原理に頼る大型経営体に限定し、小規模の家族経営を切り捨てる方向になっていきます。しかし、生産者米価の暴落のもとで、大規模農家も今大変苦しくなっているのが現象であります。私たちは、社会保障、所得補償で流した汗が報われるようにし、小規模も大規模も、農業をやりたい、続けたい人は、日本農業の担い手として支援することを提案しています。日本の稲作農家に減反を押しつけながら米を輸入するのは、世界の穀物不足を悪化させるものであります。日本はすぐれた稲作技術を生かし、

おいしい米を増産・輸出し、食料危機に苦しむ国を支援するべきではないでしょうか。農産物輸入自由化の推進の現農政によって縮小した国内農業を再生するため、食料自給率の向上を図るためにも、今、国の農政充実を強化することが必要となっています。社会資本整備だけでなく、こうした農政の充実・強化のためにも地方農政局の機能を充実する必要があると考え、この意見書に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・陳情第5号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・陳情第5号：情報公開請求者の個人情報保護に関する陳情についてを議題といたします。

内容につきまして、議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤忠俊君）

それでは、陳情事項につきまして朗読させていただきます。

平成20年3月4日付、情報公開請求者の個人情報保護に関する陳情。

愛西市議会議長あてでございます。西保団地自治会長さんから提出されております。

それでは、陳情事項でございますが、1. 議会に対する情報公開請求に対して、議会が責任を持って判断する検討会を設置すること。

2. 今回の件への謝罪及び個人情報保護についての改善方針を市民に示すこと。

以上でございます。

○議長（加賀 博君）

陳情第5号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、陳情第5号につきましては、委員会への付託を省略いたします。

お諮りいたします。陳情第5号につきましては、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

この陳情第5号におきます陳情事項2につきましては、広報「あいさい」5月号にて既に示されております。陳情事項1につきましては、議会運営委員をメンバーとする検討会を設置することとしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会への情報公開請求に対する検討会を設置することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・承認第1号（討論・採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・承認第1号：専決処分事項の報告について（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第24号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第24号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

愛西市税条例の一部改正についての反対討論を行います。

主な反対理由は二つであります。一つは、年金からの個人住民税の特別徴収、天引きを来年10月から強行することです。後期高齢者保険料に続いて、本人の意向を踏まえないで年

金から天引きすることに対する怒りの声が今広がっています。委員会の質疑では、その影響額は3億円、対象は4,300人、これは年金受給者の30.5%に上り、そして天引き額も後期高齢者保険料のように2分の1という歯どめもなく、年金額全部が引き落としの対象で、振り込まれる年金額がなくなってしまうこともあり得ると答弁をされています。とんでもないやり方があります。

二つ目は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例と譲渡損失の損益通算及び繰越控除についてであります。配当、株の譲渡益などの金融所得に対する分離課税20%と6%は所得税の累進課税に比べると大変有利であり、やはり勤労所得と一緒に総合課税すべきであります。また、損益通算も上限がなく、金持ち優遇税制と言わざるを得ません。質疑では、配当所得に係る市民税の課税の特例の対象と影響額は把握されていないようですが、この譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象と影響額は71名、8,500万円と試算をされています。その他条例改正を提案していながら、寄附金控除の対象についてなど、県の説明会がまだこれからだからはっきり説明できないなどの問題もありました。

以上、述べました主に二つの理由で、この税条例の影響は市民の暮らしにとって大変大きなものがあり、今回の改正にはとても賛成をできません。反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第25号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第25号：愛西市監査委員に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

監査委員に関する条例の一部改正についての賛成討論を行います。

地方財政健全化法は、地方財政危機の大半は国が人為的に生み出しながら、今度は財政健全化法で自治体の仕事を捨てることによって赤字を解消せよと迫る、自治体財政に対する国による統制強化策と言うべきものであります。ですから、決してこの財政健全化至上主義とも言うべきものに陥って、無駄と称して、必要な住民サービスの切り捨てにつながっていくようなことになってはいけないと思います。市は、財政情報の徹底した住民への提供を行い、住民が冷静に市の財政を学び、住民生活を守るための対応のあり方、住民サービスの向上につながっていくものではなくてはいけません。そのため、監査委員さんがしっかりと総合的な分析を行い、財政をわかりやすく市民に伝えていく監査意見を出していただく必要があります。

以上、市が自主・自立の精神で市民とともに財政運営を進めていくことを求めて、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第26号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第26号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第27号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第27号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第27号：国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論を行います。

今回の改正は、後期高齢者医療制度が始まることで、後期高齢者支援金を別建てにして国民健康保険から負担することになりました。最高限度額が、今まで56万円が、医療分47万円、支援金12万円となり、3万円の値上げとなります。後期高齢者医療制度によって、今まで扶養家族として保険料を払ってこなかった人が国保に加入することになりますし、高齢者世帯で1人が後期高齢者医療に移行し、残った1人が特定世帯となり、2年から5年は軽減措置がありますが、軽減措置がなくなれば保険税の負担増となります。2年前の小泉内閣、自・公政権で医療法改悪により、今年度から国民健康保険制度が改悪をされ、退職者医療制度の廃止、住民の健康を守るための住民健診も廃止をされ、特定健診・特定保健指導の導入がされ、今まで一般財源で実施していましたが、国保財政で見ることになれば保険料の負担増ともなりかねません。65歳から74歳の国保加入者は国保税が年金から天引きされ、75歳以上は後期高齢者医療制度に強制加入となりました。また、国民年金保険料未納者に短期保険証が発行できるようになれば、国民年金保険料を納めなければ病気になっても医者にかかれない人が増加するだけです。ぜひ愛西市として国民年金保険料未納者に短期保険証を発行しないようにしていただきたい。

以上を申し上げて、国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。



議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第28号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第28号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第28号の討論を行います。

議案第28号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正は、これまでの勝幡児童館や草平児童館のように、施設を特定して指定管理をするものではありません。今年度、北河田と西川端の児童館、八輪の子育て支援センターが建設されますが、これらの施設名を加えるのではなくて、条例案は市内の児童センター及び児童館に一般化されています。議案質疑でも、直営の施設と指定管理の施設の内容について、まだその内容を比較できる十分な資料がないとの答弁がありました。現在、佐屋地区の児童館は直営で行われており、そのサービスを続けてほしいという強い要望もあります。今回の改正で、これまで直営の施設も指定管理になる状況が心配されますので、この改正には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第29号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第29号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで少し休憩に入りたいと思います。再開は11時10分からお願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第30号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第30号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第31号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第31号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第32号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第32号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・請願第2号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・請願第2号：後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願に対する賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度の最大の問題は、75歳という年齢を重ねただけで国保や健保から強制的に別建ての医療制度に押し込まれ、保険料は天引きで2年ごとに際限なく上がり、保険で受けられる医療はどんどん削られ、医療費削減のために高齢者を差別するというところにあります。年齢による差別医療などというものは、どんな理由があっても許されるものではありません。世界でこんな制度を取り入れているところは日本だけです。高齢者が長生きされたらみんな喜び、医療費を無料にしていくということが当たり前の政治の姿勢ではありませんか。

2度目の年金からの保険料天引きを前に、自民・公明福田内閣は後期高齢者医療制度の見直し案を決めました。低所得者の負担軽減策の追加、一部の人の年金天引きを口座振替に変更できるようにするなど、当面の対策を並べています。後期高齢者医療制度には実施前から国民の激しい批判が寄せられ、福田内閣は一部凍結を余儀なくされましたが、実施からわずか2ヵ月半で再び見直しに追い込まれました。短い間に見直しを繰り返さなければならないこと自体が、この制度の矛盾の深さを物語っております。高齢者を年齢で差別する制度の根本が間違っているのであり、中止・撤回して一から出直さなければ矛盾は解決できません。

文教福祉委員会で国の財政問題の質問が出ましたが、国と地方の多額の借金膨張の原因を見れば明らかです。無駄と浪費を生み出した大型公共事業を見直し、大企業優遇税制と軍事費という二つの聖域を見直すべきです。大企業の法人税率現行30%を、せめて以前の37.5%に戻すだけでも約4兆円の増収が見込まれます。アメリカ追随、大企業優先の政策を改めれば、後期高齢者医療制度を中止・撤回しても十分医療制度を保障できる財源ができます。

これまでの老人保健制度は、給付費の50%を公費、あとの50%は各医療保険からの拠出金で賄ってきました。後期高齢者医療制度での従来の拠出金を後期高齢者の保険料と現役世代からの支援金に色分けした最大のねらいは、医療保険財政を世代の痛みの押しつけ合いに変質させ、国庫負担をふやさないためにほかなりません。愛西市でも署名を配布したところ、1,307筆の署名が送り届けられております。今までにないことです。日本共産党国会議員団が紹介した請願署名が、衆参両院合わせて1,585万4,000人分が集まり、列島を揺るがす怒りが広がっております。今、後期高齢者医療制度の根幹に対する怒りが政治的立場を超えて広がっております。

ぜひこの請願に賛同し、採択していただけるよう要望し、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

○5番（吉川三津子君）

請願第2号：後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

この後期高齢者の問題は前回の議会でも取り上げられましたが、残念ながら不採択となっております。このときにも、後期高齢者についての私の意見は述べさせていただきましたので省略いたしますが、愛西市民の声もたくさん私の方に届いております。先日もお年寄りから、「自分の年金額をあんたは知っているか、ここから天引きされて生きていけると思うのか」と、そういった声を投げかけられました。こういった問題は、今のお年寄りだけの問題ではなく、中年層の今後の問題ともなってまいります。前回不採択となり、この愛西市議会からは後期高齢者医療に関しての声が国に届いておりません。こういった愛西市民の声を愛西市議会として届けるためにも、今回の意見書提出に賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許します。

通告に従い、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

請願第2号：後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願書について、反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、少子・高齢化が進む中でも、公的な財政負担をしっかりと確保して75歳以上の高齢者の医療水準を維持し、きめ細かいサービスを提供するとともに、将来にわたって安心の医療制度を維持するためのものです。

団塊の世代の定年退職が始まり、日本は世界でも例を見ない超高齢社会に突入しています。高齢化率の上昇とともに、老人医療費、国民医療費とも上昇を続けています。このため、高齢者医療制度の抜本改革が1990年代から叫ばれてきました。平成12年の医療制度改革の審議では、参議院において共産党を除く各党で老人保健制度にかわる新たな高齢者医療制度の創設については早急に検討を実施するという附帯決議を採択しております。従来の制度には、一つ、国保の保険料が市町村間で最大約5倍の格差があり著しい不公平がある。二つ目として、高齢者と現役世代の費用負担のルールが不明確で、その費用が際限なく現役世代に回される。三つ目として、増大する医療費の抑制にだれが責任を持つのかあいまいなどの問題があり、是正が急務でした。新制度によって、75歳以上の高齢者の医療費を国民全体で支える仕組みが確立しました。給付については、公費5割、現役世代4割、高齢者の保険料1割と負担割合を明確化し、運営を都道府県単位の広域連合が担うことになりました。これにより保険料の格差は2倍へと

縮小し、高齢者間の公平性が確保されました。

確かに制度スタート直後は、説明不足に加えて新保険証が手元に届かなかつたり、徴収ミスなどもあり批判が集まりましたけれども、不満を抱くのもうなずけます。しかし、そういった批判と長寿医療制度そのものの骨格は別であります。

この制度の中止・撤回ということではありますが、代替案が示されておられません。新制度が導入されたのは旧制度への批判が強かったためであり、その旧制度に戻すというのでは無責任と言わざるを得ません。新制度が始まり、多くの改善要望が出ているのも事実であります。現在、政府・与党が運用改善策をまとめているところであります。一つ、低所得者の保険料軽減を7割から9割に拡大、二つ目として、年金からの天引きについては選択の幅を広げるなど、また保険料軽減措置の収入基準を世帯から個人に見直す、三つ目として、保険料天引きの免除対象拡大など検討されておるところであります。

以上のことから、後期高齢者医療制度等の中止・撤回の意見書の提出を求める請願書には反対します。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・陳情第6号

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・陳情第6号：市道1358号線の道路拡幅（歩道設置）の陳情についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。陳情第6号について、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって討論を省略することに決定いたしました。

陳情第6号につきましては、経済建設委員長の報告のとおり、理事者に検討方を要望することということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、陳情第6号は、理事者に検討方を要望すると決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第17・陳情第7号（討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・陳情第7号：住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

### ○21番（永井千年君）

住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書について賛成討論を行います。

陳情団体は愛知県労働組合総連合、愛知県公務・公共業務労働組合共闘会議、これは国の出先機関と自治体の労働組合でつくっている団体であります。愛知県労働組合総連合には民間企業の労働組合も今入っていますが、主に公務職場で働く市民の立場でまとめた要望であります。

要望内容は、1. 住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスの充実、二つに、最低賃金の引き上げ、公契約における賃金労働条件の改善及び均等待遇の実現、三つ目に、労働法制の改悪反対、四つ目に、子供に行き届いた教育を、五つ目に、憲法を生かし住民の暮らしを守る行政をの、大きく五つの要望に分かれて、それぞれ政府へ要望を行っていただきたい事項、そして自治体への要望を行っています。どの事項も賛成できる内容であります。とりわけ自治体への要望事項を見てみますと、1項目めでは、集中改革プランは情報公開と住民への説明、職場合意、住民サービスの維持・向上のために必要な職員の確保に努力することを要望しています。集中改革プランの問題は私も一般質問でも触れましたが、職員削減は既に合併時の計画を大きく超過しており、住民に十分な説明を行うことなく二つの保健センターの事実上の廃止が行われて、住民サービスの低下が始まっています。改めて、行政改革は住民サービスの充実・向上のためという観点をしっかりと据え直すことが必要であります。そして、安易な民営化、民間委託は行わないこと。既に行っているところについては法令遵守、行政サービスの向上やプライバシーの保護の徹底も言われていますが、そのとおりであります。

2項目め、3項目めは賃金の問題です。この問題も、何度も一般質問で触れてまいりましたが、愛西市の臨時職員の時給は一般事務で800円と、要望の最低1,000円と約200円の開きがあります。正職員との均等待遇とはほど遠い状況であります。愛西市が先頭を切って、ぜひ最低1,000円を早く実現してほしいと思います。また、公契約条例を制定して、指定管理、民間委託等、すべての公契約事業に従事する労働者の賃金や労働条件を市としてきちんとチェックをして、市の正職員を下回らないよう指導することも必要です。そして、賃金労働条件が確保されていない場合は、民間委託などはやめるべきであります。公務職場から違法な働き方、サービス残業をなくすこと、給食の調理委託でも指摘をしましたが、偽装請負、違法派遣をなくすこと、この最低賃金すれすれ状況をなくすことも早急に改善が求められています。

4項目めは、教育の問題です。教員の市独自採用については、教育委員会は大変頑迷な考えであります。県が行う35人学級に上乘せする形で30人学級の実現が強く求められています。

教育予算も、合併時には高いところに合わせるのではなくて、4町村の平均を確保するでスタートしたため、若干微調整はされましたが、さまざまな矛盾があります。改めて教育予算の増額を強く求めたいと思います。

五つ目は、自衛隊の募集業務への協力、中学生の職場体験などの教育への働きかけをやめることは直ちに行うべきことでありますし、平和行政については一般質問で積極的な答弁がありました。平和についての啓発予算の確保に一層努力をしていただきたいと思います。

以上、自治体への要望を中心に陳情内容への賛意を述べましたが、もちろん政府へ要望していただきたい事項にも賛成であります。市に対して陳情事項の全面的な実行を求めたいと思います。委員会でも、要望が多過ぎてまとめにくく受けとめるのは難しいなどとの反対の討論がありましたけれども、私は反対理由にはなっていないのではないかというふうに思います。冷静に考えて、この一つ一つに反対する理由が見つからなければ、たとえそれがだれが請願したもの、だれが提案したもの、紹介議員になったものであれ、一つ一つ吟味して賛成していただく必要があると思います。ぜひ議員の皆さんの賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

29番・太田芳郎議員、どうぞ。

○29番（太田芳郎君）

陳情第7号につきまして、反対の立場で意見を申し上げます。

本陳情書は、御案内のとおり、要望等が大変幅広く多岐にわたり記載をされております。一つ一つは意見としてきちんと受けとめなければならない点多々あると思います。しかしながら、陳情書としての焦点がつかみにくくまとまりがないため、すべての陳情内容についてまとめて決することは困難と考えますので、反対をさせていただきます。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第7号を採決いたします。

陳情第7号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第7号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・陳情第8号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・陳情第8号：介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情についてを議

題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

陳情第8号：介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情について、賛成の討論を行います。

今、高齢者や障害者の介護福祉サービスが深刻な人材不足に直面し、大きな社会問題になっています。介護労働者は、1年間で5人に1人が離職しております。日本共産党国会議員団が昨年行った調査では、募集しても予定どおりに人が集まらない障害者の事業所が7割近くに上っております。希望に燃えて就職した青年たちが、月収15万円では結婚もできない、働きがいがあるが、仕事がきつい割に給料が安いなど、無念の思いで相次いで職場を去っております。

高齢社会が進む中、今後10年間に約60万人の介護職員の確保が必要となると見込まれ、障害者福祉も大幅な増員が必要です。このままでは特別養護老人ホームや訪問介護を初め地域の高齢者介護、障害者支援の体制が崩壊しかねない危機的な事態です。この問題を解決していくために、陳情で述べている、一つ、全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の是正、労働環境の整備など介護従事者の待遇改善の総合的な取り組みを進めること、二つ目には、介護職員の人材確保に必要とされる介護報酬のあり方を見直し、適正な報酬体系を確立することが求められると考えます。よって、この陳情に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第8号を採決いたします。

陳情第8号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第8号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・陳情第9号（討論・採決）

#### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・陳情第9号：愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、27番・石崎たか子議員、どうぞ。

## ○27番（石崎たか子君）

愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、西保団地の皆さんには、連日連夜にわたって署名運動やチラシ配りなど、せっば詰まったお気持ちで活動されているお姿に対し、同じ市民として何とかならないのかと、何とかしてあげられないのかと、大きく叫びたい気持ちでいっぱいでございます。

去る22日に市が行った斎苑環境影響調査説明会においても、西保団地の皆さんを含め100名近い人々の中、それぞれ皆さんが一生懸命質問をされました。総じて、この火葬場問題については、旧佐屋火葬場、すなわち現在名「愛西市斎場」と看板が出ておりますが、今回の火葬場建設に当たり、この愛西市斎場の存続について、なぜ最初に協議をされなかったかでございます。いわゆるあのあたり地権者は、40年間もの長い間、火葬場が隣にあるために土地利用もままならなかった、そのお気持ちを市長は少しでも感じ取ってあげていただいているでしょうか。

また、17日の特別委員会でも22日の説明会でも、公債費比率が少ない、借金が少ないことを言われました。広報「あいさい」に載せるとのことでございます。広報に、今さら財政は健全だと掲載されても、住民は今まで夕張になると言われて、箱物行政がどんなものか、全国の報道を見て聞いて知っております。市民の多くの方々は、30億円もかかる西保町の斎苑建設費と5億円で済む愛西市斎場の増改築費用について、どちらがよいかわかっておいででございます。

さて、愛西市斎場増改築代案については、副市長は去る4月13日に西保団地の会合の席において、愛西市斎場のお話から、「できれば人に迷惑をかけずにできたら」に引き続き、去る12日の一般質問、吉川議員の質問に副市長は、「斎場内での増改築ならできる」とはっきり答弁をされました。13日の新聞によれば、市側は「改築はできない」とありました。副市長との答弁の食い違いは、国会で言うところの閣内不一致であることを指摘いたします。市長はできないと言い、副市長は愛西市斎場内の増改築はできるとはっきり答弁されました。

17日の総合斎苑建設特別委員会において市長は、愛西市斎場の増改築ができる計画を工夫もされずできない方向で取りまとめるため、愛西市斎場周囲220メートルの地図を配り、副市長の答弁をつぶしました。12日の増改築ができる答弁を西保団地の皆様が聞かれ、去る15日の西保団地での説明会で増改築の検討を市側が約束をされたのではありませんか。きちんと「はい」と答えられました。現在の場所の増改築のみでございます。この返事もされておられません。市長、22日の参加者への御答弁にしても、本当に愛西市民に恥ずかしくありませんでしょうか。何が何でも西保町で進める、西保町での30億円を守らなければ来年5月の市長選に勝てないのでしょうか。市長がこの斎苑建設を見直さないで進まれるなら、来年5月に全住民の審判を受けていただきます。

私は、副市長の答弁と県の回答において、市長の判断と権限で愛西市斎場の増改築は可能であることを確信いたしました。小泉元総理のおっしゃった民間でできることは民間で、役所でしなければならないことのみ行政でやる、全くそのとおりで、セレモニーホールは要りません。まじめに答弁をされた副市長を、私は次期市長にしなければならないと思います。幾ら10億円

の返済とはいえ、今後も必要ない借金をふやすような事業で、子供や孫に重荷を負わせることは断じて許すことはできません。この陳情書の西保団地の方々の白紙撤回を受け入れてください。そして、自分のところに来るのは本当はうれしくはありません。なろうことなら、旧立田・八開地区が最適地だと思いますが、自分のところに来るのはだめ、反対だけでは前に進みません。あえて居住する前からあった愛西市斎場の増改築を早急に進められることを提案し、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

陳情第9号：愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情書について、少し長い討論となりますが賛成の立場で討論いたします。

昨日の6月22日、佐屋公民館で火葬場の環境影響調査の説明会がありました。西保団地以外の地域からもたくさんの方々が集まれ、行政に対しても、議会に対しても、厳しい意見が述べられ、財政問題へも鋭い指摘がされました。この説明会での市民の皆さんの発言や私自身の議員としての調査活動から得た情報から、何点か、この斎場建設計画についての問題点を述べさせていただきます。

まず、この火葬場問題の一番の問題は、土地の取得や地元の取りまとめを、市になったにもかかわらず議員にお願いするといった昔ながらの慣習のもと進められたことです。地元の状況などの情報をいただくだけならともかく、本来、市がしなければならぬ仕事までもお願いしてしまったのではないのでしょうか。昨日の説明会での市民の皆さんからの意見から、このことが市民に疑惑を抱かせる一番の原因となっていると感じました。また、西保町に決定した経緯について、市長は特別委員会や検討委員会で議論していただき、お決めいただいたと言われますが、二つの検討会の議事録を見ても、5ヵ所選定のための市側からの資料提供もなく、個々の評価はされていないことは明らかで、公平な選定はされておりません。さらに大きな問題は、西保町で1自治会が反対しているにもかかわらず、6対1の多数決で西保町の文化だとか、もう決定していることと当初から地元説明をしてきたことなど、強引に計画を進めたことも西保団地の皆さんの反対運動の原因となっております。

一方、私は議員活動の中で、セレモニーホールは不要という観点と手続が間違っているという二つの観点で取り組んでまいりました。そのうちの一つは、斎場予定地の内周の道路、地元で額縁道路と呼ばれている道路ですが、平成19年9月議会で、当局は斎場絡みの道路だと説明したにもかかわらず、農業振興地域除外の手続を簡略するための脱法的行為ではないかと指摘すると、斎場絡みの道路ではなく生活環境上必要な道路と答弁するなど、答弁が一転二転し、不十分な、説明のないまま道路をつくりました。舗装もされていない現況からも、昨年度に整備されなければならない理由はなく、先月市側から提出された農業振興地域除外手続の申請の準備、つまり面積調整のためとしか言いようがありません。最近では、斎場事業費の総費用に、この道路工事の費用を含めたり、斎場関連道路としての説明を市側はしております。また、こ

の農業振興地域の除外の手続の申請書に添付された理由書は、本来なら、やむなく農用地区から除いて利用する詳細な理由や必要最小限の規模かもこの理由書に記さねばなりません、実際の理由書はとても簡単な文書であり、不十分な書類であり、農地絡みの産廃問題に取り組む一人として、市みずからこのような手続で事を進めることは、今後、民間を指導できなくなることを意味していると考えております。

そして、今議会では、土地の買収のめどが立たないまま道路拡幅工事を進めたことを指摘いたしました。ここは火葬場の進入道路であり、地元で歯抜け道路と呼ばれていますが、このことは買収できなければ市民に損害を与えるだけではなく、さらに都市計画手続上も問題があります。つまり、進入道路が整備されていなければ都市計画決定ができません。206台の車はもちろんのこと、バスも進入できる道路がなければ都市計画決定はできません。このことは、愛知県の建設に係る指導基準という文書の位置決定の総則として、搬出入道路が整備されているか、稼働予定時までには整備される見通しがあることと記されています。余りにもずさんな計画の進め方ではありませんか。

さらに、都市計画法の趣旨から考えても、事業計画の手続が間違っていることも今議会で指摘しました。都市計画法の趣旨は、市民が一緒になってまちづくりを考えるという趣旨が込められた法律で、公聴会や意見書の提出の機会が市民に与えられ、その意見で基本計画の見直しをするのが本来の姿です。ですから、都市計画決定前に農業振興地域除外の手続が進められたり、基本設計のプロポーザルが進められることは、法の趣旨に反することです。また、今議会で私の質問に対して市長は、パブリックコメントや説明会をしたから公聴会は不要としています。市長はパブリックコメントにより基本計画を変更する考えはないとして、このパブリックコメントを実施いたしました。そして、説明会とは行政の考えを伝えるものであり、法的な裏づけのある公聴会とは全く別物であります。市長は公約で市民参加を掲げていらっしゃいますが、市民の声を聞く機会を閉ざしていらっしゃいませんか。

そして、セレモニーホールの必要性については何度も何度も議会で取り上げてまいりました。今議会でも必要と判断とした根拠をデータで示すよう求めましたが、私を納得させるような資料は示されませんでした。セレモニーホールの要望は、市長が進める行革で実施された生活課題調査にもありません。市長みずからが推進する調査方法で市民ニーズがないものを、市長は自分の周りの人が欲しいと言っているとか、地権者の要望だとかを理由にセレモニーホールを建設しようとしています。これはみずからが進める行財政改革と矛盾しており、マニフェスト違反です。

また、8,400名以上の署名者があったわけですが、それ以上につくってほしいという要望をどこでお聞きになったのでしょうか。市側は、セレモニーホールの必要性の説明責任を果たしているとは言えません。財政面においても説明責任が果たせていないと私は思っております。維持管理費も利用料も決まっていない、さらに最近の驚きは燃料まで決まっていないことです。都市ガスを使えば変圧器が必要で大金がかかるとのことですが、当然導入可能か否かは当初に評価すべきことでもあります。また、昨日の西保団地の説明会でも、そして22日の説明会でも、

灯油か、ガスか、都市ガスか、まだ決めていない。このような状況で、どのように工事費等の積算はされたのでしょうか。

また、つい最近までは財政が厳しいからと市民にさまざまな負担に理解を求めてきました。それが突然、今議会で「愛西市の財政は健全です」と宣言されました。真実はどこにあるのでしょうか。合併特例債についてもしかりです。平成19年9月の加藤和之議員の質問に対し、市側は、「満額交付される確約があるという認識は持っていない」と答弁しながら、今議会では「戻ってくる」と答弁しています。こうした答弁の矛盾を今後議会でどのように説明されるのか、市民にどのように説明されるのか、私は大変疑問に思っております。

今後、国の地方交付金枠は年々軽減され、一方、合併特例債への補てん額が年々ふえていくでしょう。そして、国の借金は毎年ふえ続けている現状から、市町村への次の締めつけが来る可能性は100%に近いのではないのでしょうか。今、健全であることが問題ではなく、世界が経験したことのない高齢者社会となる10年後、15年後は大丈夫かということをも市民に説明せねば市民は納得しません。児童館、勝幡駅前開発、給食センター、新庁舎、流域下水道、こういった箱物計画が次々とあります。市長は当選後、佐織保育園の建てかえも約束しています。これから続く箱物計画に火葬場予算の一部を回さなくても大丈夫なののでしょうか。必要な福祉を維持し、やり倒すことができるのでしょうか、私は疑問です。一つ一つの事業を個別で考えるのではなく、複合的にすべての事業のことを考えて調整していく必要があるのではないのでしょうか。

最後に1点、昨日、説明会で信じられない発言が会場からありました。市にメールで火葬場に対する意見を出したら、地元の方、Aさんとおっしゃいましたが、この方から批判的なことを言われたとのこと。個人情報漏れがあった可能性があります。さらに、このような圧力的なことがあったとなれば、本当に大問題です。

以上、述べましたように、たくさんの課題を抱えたまま、この計画を進めていることは明らかであり、市民は不信感さえ持っております。説明不十分ならば立ちどまって説明し、計画の仕方がおかしいならば計画をつくり直すのが当たり前の姿ではないのでしょうか。市民が必要としている火葬場を建設することは、議員として取り組まねばならない仕事ではありますが、当局が示した案をチェックし、よりよいものにしていくのも、そして不公平な扱いを受けた人や弱い立場の方々の代弁者となることも私は議員として大きな役割であると考えております。今、火葬場が必要という言葉にすりかえられ、セレモニーホールつきの過大な施設計画を進めることは将来に大きな禍根を残すこととなります。いま一度立ちどまって、この計画を見直すという英断を市長に求め、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情書について、賛成討論を行います。当陳情書の中では、セレモニーホールを併設した大規模火葬場建設の見直しを中心に説明が

されていますが、セレモニーホールの併設等の建設計画の見直しは当然必要であるとともに、やはり西保団地の方々が言われているのは、候補地決定の不透明性、市の説明の不十分さなど、とても納得できないということではないでしょうか。セレモニーホールについては、市民が求める葬儀ができる施設ということであれば、コミュニティセンターや公民館など、地元の近くにつくってほしいという要望が大変強いものであります。市長は、防災計画に基づく施設の可能性を示唆しておりました。もし防災コミュニティセンター等を西保地区につくるとなれば、こうした斎場でのセレモニーホールの必要性はなくなってまいります。コミュニティセンターであれば、他の目的でも利用ができるなど大変利用的にも有効であります。市内全域での公共施設の利用を改めて検討をしていくべきではないでしょうか。

候補地決定に関しては、何よりもやはり地元の皆さんの同意が第一であることは当然であります。団地の住民の方から、なぜここにということが納得ができないということが盛んに言われていました。都市ガスを利用するか否かという問題でも、やはり負担の問題も含めて当初の土地選定の理由のところから改めて検討をしておくべきことでありましたが、そうした点でも、また選定の理由や、あるいは面積、セレモニーホールの可否などについても説明が二転三転するなど、非常に地元住民の皆さんにも不信感を抱かせるような市の態度は大変問題であります。

私たち日本共産党は、今回の現火葬場の建設の問題に関して、まず候補地等の今進められている計画に関しては、地元の皆さんの同意がない以上、一たん白紙に戻し、信頼を回復しながら、もう一度その土地の選定を見直すべきだというふうに考えます。また、セレモニーホール等を含めた、あるいは駐車場や炉数の問題も含めて、現総合斎苑計画の規模についても見直しを求めるものであります。市民の声をしっかりと反映し、見直しをすることが必要ではないでしょうか。そうした点を考えれば、式場に今のようなセレモニーホールをつくることは必要ではないというふうに考えます。

今回の陳情に関しては、1点目としては、現在の総合斎苑計画を直ちに白紙撤回をする、2点目として、現在の佐屋地区にある火葬場を全愛西市民が利用できるよう増改築計画を決定するとあります。この2項目めの現火葬場の増改築計画に関しては、法的な許可の問題は当然であります。それ以外にもその近隣の住民の皆さんの同意、あるいは納得が必要であります。これは西保地区と同じであります。そうしたことが現在の中でない以上、ここに建設を議会として決めてしまうことはやはり不適切だというふうに考えます。そうした点で、私たちはこの2項目めに関しては保留をしたいというふうに考えます。しかし、今回の陳情書の中心は、第1点目の現在の総合斎苑建設計画を白紙撤回することにあります。この陳情に関しては、署名が8,400を超えるという話がありました。それだけの多くの市民の皆さんの声の重みをしっかりと市は感じ、それを尊重して、もう一度ここで立ちどまってしっかりと見直していくことが必要ではないかというふうに私たちは思います。

以上の点で、この陳情書に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許します。

最初に、23番・中村文子議員、どうぞ。

**○23番（中村文子君）**

愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情書について、反対討論をいたします。

人は、生まれたからには必ず最期を迎えるものであり、その儀式は厳粛に行われなければならず、近年の社会動向を見ますと、自宅葬から外部の施設で行われる傾向にあります。この傾向は、核家族化などの要因もあり、今後増加するものと考えられ、利用しやすい施設の整備は地域社会に不可欠であり、住みなれた土地で安心して葬儀を行う施設が望まれます。施設づくりには、周辺環境との調和と環境保全対策も十分に考慮する必要があります。

これらのことを踏まえ、現在の愛西市斎場は昭和44年度の建設であり、施設の老朽化も進み、全市民が利用するにふさわしい規模として建てかえるには周辺に民家も近接しており、稼働しながらでは極めて難しい状況と判断します。反面、今回の総合斎苑建設計画については、議会でも特別委員会、建設検討委員会などでも議論、検討を重ねた上で進めているものであり、白紙撤回を求める本陳情には反対いたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、13番・近藤健一議員、どうぞ。

**○13番（近藤健一君）**

愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情書について、反対討論をいたします。

愛知県内に市は35市あり、20市が独自で火葬場を持っております。あと15市は広域で行っている状況でございます。火葬場は地域社会に不可欠な施設であり、市民が他の市町村の設備を利用することなく、住みなれた土地で安心して葬儀を行う施設が望まれます。そうした中、愛西市の現有斎場は昭和44年度に建設であるため、施設の老朽化が相当進んでおります。また、火葬を主体とした施設であり、炉も少なく、愛西市すべての人が利用できる施設でもありません。周囲に民家も近接しており、地域にも環境にも悪影響を与えられます。その面、総合斎苑建設計画においては、周囲の生活環境にも配慮した施設で、核家族化の宅地事情にも配慮をした施設も併設される予定であり、斎場の位置もわかりやすく、どの位置からでも交通の利便性がよく、また最新の火葬炉施設が導入される計画であるので賛成であり、白紙撤回を求める陳情には反対いたします。以上。

**○議長（加賀 博君）**

次に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

**○6番（榎本雅夫君）**

愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情書について、反対討論をいたします。

火葬場は、人生にとって最終的で宿命的な行事の行われる場で、地域社会におきましても不可欠な施設であります。設置については、自治体の責務であります。また、施設づくりには周辺環境の調和と環境保全上の対策を十分に考慮する必要があります。

そうした中、現在の佐屋地区にある愛西市斎場での増改築については、周辺環境を配慮したスペースを有して、また愛西市民が利用できる規模の建てかえは、稼働しながらではできない状況であります。また、規模的にも到底5億円ではできないものであり、敷地を拡張する場合には周辺同意も必要となり、昨今の周辺環境を考えますと、かなり難しい状況であると判断します。

一方、現在の総合斎苑計画については、議会はもちろん、特別委員会、建設検討委員会など、議論、検討を重ねて関係法令を遵守の上、進めているものであり、白紙撤回を求める本陳情には反対するものでございます。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第9号を採決いたします。

陳情第9号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第9号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・推薦第1号

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・推薦第1号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。推薦の方法につきましては、議長から指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

農業委員会委員につきましては、皆さんのお手元に配付のとおり、黒田国昭議員、村上守国議員、野口ゆきゑ氏、服部多恵子氏をそれぞれ推薦いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を農業委員会委員として推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

黒田国昭議員、村上守国議員、野口ゆきゑ氏、服部多恵子氏を農業委員会委員に推薦することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、所管事務について会議規則第102条の規定により閉会中に継続調査を要する



旨の申出書の提出がございました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 0 時 05 分 休憩

午後 0 時 13 分 再開

○議長（加賀 博君）

ただいま休憩中に意見書案第 3 号：介護職員の人材確保に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

休憩中に意見書案 1 件が提出されたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第 3 号を追加日程として本日御審議を願うことに決定いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第 1・意見書案第 3 号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第 1・意見書案第 3 号：介護職員の人材確保に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明者、大宮議員、どうぞ。

○20番（大宮吉満君）

意見書案第 3 号、愛西市議会議長・加賀博殿、文教福祉委員会委員長・大宮吉満。

介護職員の人材確保に関する意見書の提出についてであります。

介護職員の人材確保に関する意見書を愛西市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

内容につきましては、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

介護職員の人材確保に関する意見書（案）。

本格的な高齢化社会を迎え、介護サービスに対する国民の要求・期待はますます高まっており、介護を担う人材の安定的な確保が必要不可欠となっている。しかし、介護労働者は低賃金、長時間労働、人手不足で、休暇もとれないなど厳しい現実と直面し、このままでは生活できない、将来に希望が持てないなど、退職に追い込まれるケースが続出している。後期高齢者、要介護認定者数の増加などから、介護職員は大幅に増加が必要とされ、介護に携わる人たちがやりがいを持って働ける環境づくりは喫緊の課題である。

よって、介護職員が誇りと自信を持って働けるよう、また安心して生活できるよう労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げ、次の事項を実現するよう強く要望する。

記といたしまして、1番、全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の是正、労働環境の整備など介護従事者の待遇改善の総合的な取り組みを進めること。

2. 介護職員の人材確保に必要とされるよう介護報酬のあり方を見直し、適正な報酬体系を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年6月24日、愛知県愛西市議会。衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、総務大臣殿であります。

皆さんよろしく審議をお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第3号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第2・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第3号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第3号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第3・意見書案第3号：介護職員の人材確保に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言ごあいさつを申し上げます。

6月5日から本日までの長きにわたり、そして多くの案件、十二分に御審議をいただき御決定をいただきまして、ありがとうございました。

今般の議会中ばかりでなくてであります。ここ最近いろんな場面場面でいろんなお言葉やら、叱咤叱咤というようなことで御発言もいただいてきております。まさにいろんな言葉があるんだなあ。自分が今までの人生の中で言われたことのない、経験したことのない、そんな個人的な御指摘もいただきました。しかしながら、まさにいつのときも勉強ということをあわせて思ったわけでありまして。叱咤を受け、そしてみずから鍛えられて、そして自分自身が強くなれるのかなあ、そんな体験をさせていただいた近々のいろんな場面場面であったかなあということを感じているところであります。それぞれの機会でもいただきました御意見も真摯に受けとめ、そして自分を初め職員一同、よく心して事務事業に当たってまいりたいと思っております。どうぞ議員各位におかれましても、今後の市政運営にも格段の御支援、御協力をお願いしたく思います。

梅雨も明けて、だんだん暑くなってくる季節になりました。どうぞお体を御自愛いただいて、それぞれのお立場で御活躍をいただきますように御祈念申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成20年6月愛西市議会定例会を閉会といたします。

午後0時21分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

会議録署名議員  
第26番議員

宮本和子

会議録署名議員  
第27番議員

石崎たか子